

芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(歩行喫煙等の禁止)</p> <p>第7条 何人も、公共の場所において、歩行中又は自転車に乗車中に喫煙してはならない。</p>	<p>(喫煙者の責務)</p> <p>第7条 何人も、公共の場所において、歩行中又は自転車に乗車中に喫煙しないよう努めなければならない。</p>